

日医発第865号(年税29)

平成22年1月8日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長

唐澤 祥人

平成22年度税制改正について

去る12月22日、平成22年度税制改正大綱が閣議決定されましたので、平成22年度税制改正についてご報告申し上げます。

本会は、平成21年8月、25項目にわたる税制要望事項を「医療に関する税制に対する意見」として取りまとめ、うち19項目を「医療に関する税制改正要望 重点項目」として、厚生労働省をはじめとする関係各方面に要望して参りました。

以来、各都道府県医師会、各郡市区医師会の強力なご支援ご協力を賜りながら、要望の実現に向けて鋭意努力を重ねて参りました。

御陰様にて、主に下記の事項が実現することとなりました。

これまでの各都道府県医師会、各郡市区医師会の格段のご支援ご協力に対しまして、この場を借りて厚く御礼申し上げます。

詳細につきましては、別添資料をご参照お願い申し上げます。

記

一 制度の存続

- (1) ・ 社会保険診療報酬に対する事業税非課税。
・ 医療法人の自由診療分の事業税については、特別法人としての軽減税率。
- (2) いわゆる四段階制（社会保険診療報酬の所得計算の特例措置）。

二 制度の改善

- (1) たばこ税の税率引き上げ。

三 適用期限の延長等

- (1) 周産期医療の連携を担う分娩施設に係る不動産取得税減免措置の適用期限延長。
- (2) ・ 中小企業投資促進税制の適用期限延長。
・ 中小企業者等に対する少額減価償却資産の特例措置の適用期限延長。
- (3) 地震防災対策用資産に係る特例のうち固定資産税に係る措置の適用期限延長。

四 検討課題

- (1) 市民公益税制プロジェクトチームを設置し、寄付税制、公益活動を担う法人（NPO法人や公益法人など）に係る税制について検討。

五 参考

- (1) ・「ふるい」による租税特別措置・地方税軽減措置の抜本的見直し。
・租得透明化法（仮称）の制定等。
- (2) 地域主権の確立に向けた地方税財源のあり方の見直し。
- (3) 情報基盤強化税制の廃止（ただし、中小企業者に係る部分は
中小企業基盤強化税制の対象業種を拡大するかたちで再編）。
- (4) 病院等建物に係る耐震改修促進税制の廃止。

[添付資料]

- 平成22年度 税制改正大綱(閣議決定)における要望実現項目
(平成22年1月 日本医師会)
- 平成22年度 医療に関する税制改正要望 重点項目
(平成21年8月 日本医師会)
- 平成22年度 医療に関する税制に対する意見
(平成21年8月 日本医師会)
- 平成22年度 税制改正の概要(厚生労働省関係)
(平成21年12月 厚生労働省)
- 平成22年度 税制改正大綱 ～納税者主権の確立へ向けて～
(平成21年12月22日 閣議決定)

平成 22 年 度 税制改正大綱（閣議決定）における要望実現項目

平成 22 年 1 月
(社) 日本医師会

[重点項目 P]は、「平成 22 年度医療に関する税制改正要望 重点項目」に掲載された P 番号

一 制度の存続

- (1)・社会保険診療報酬に対する事業税非課税。
・医療法人の自由診療分の事業税については、特別法人としての軽減税率。
(事業税)

[重点項目 P. 5]

- ・ 事業税における社会保険診療報酬に係る実質的非課税措置及び医療法人に対する軽減税率については、来年 1 年間真摯に議論し、結論を得ます。

【税制改正大綱 86 頁 記載】

(参考) 社会保険診療報酬に係る所得以外の医業所得（自由診療分）の課税

個人：事業主控除（290 万円）を差引後の所得に対して標準税率（5%）による課税

法人：事業税の標準税率（地方法人特別税との合算税率（*1））

区 分	普通法人	特別法人（医療法人）（*2）
所得 400 万円以下の金額	4.887%	4.887%
所得 400 万円超 800 万円以下の金額	7.24%	6.516%
所得 800 万円超の金額	9.593%	6.516%

（*1）地方法人特別税との合算税率は、都道府県や法人の状況により異なる場合がある。

（*2）特別法人：農協、消費者生活協同組合、労働金庫、医療法人、信用金庫等

- (2) いわゆる四段階制（社会保険診療報酬の所得計算の特例措置）。
(所得税・法人税)

[重点項目 P. 16]

- ・ 特例措置の存続が認められたもの。

(参考) 社会保険診療収入が 5,000 万円以下の場合の所得計算の特例措置

（社会保険診療報酬の金額）	（概算経費率）
2,500 万円以下の金額	72%
2,500 万円超 3,000 万円以下の金額	70%
3,000 万円超 4,000 万円以下の金額	62%
4,000 万円超 5,000 万円以下の金額	57%

二 制度の改善

(1) たばこ税の税率引き上げ。

(たばこ税・地方たばこ税)

[重点項目 P. 2]

- たばこ税については、国民の健康の観点から、たばこの消費を抑制するため、将来に向かって、税率を引き上げていく必要があります。その判断にあたっては、たばこの消費や税収、葉たばこ農家、小売店、製造者等に及ぼす影響等を見極めつつ行っていくこととします。その過程で、たばこ法制について、現行のたばこ事業法を改廃し、たばこ事業のあり方について、上記のたばこ関係者の生活や事業の将来像を見据えて、新たな枠組みの構築を目指すこととします。

上記の方針に沿って、平成22年度において、1本あたり3.5円の税率引上げ（価格上昇は5円程度）を行います。

【税制改正大綱 22 頁 記載】

- 国民の健康の観点から、たばこの消費を抑制するため、平成22年度において、1本あたり3.5円の税率引上げ（価格上昇は5円程度）を行うこととされた。なお、税率引上げにあたっては、国と地方の配分比率を1:1とすることとされた（実施時期は平成22年10月1日）。

【厚生労働省 平成 22 年度税制改正の概要 2 頁 記載】

(参考) たばこ税の概要（現行）

- 課税標準

製造たばこの製造場から移出し、又は保税地域から引き取る製造たばこの本数。

- 税率

原則として千本につき 3,552 円

(道府県たばこ税 1,074 円、市町村たばこ税 3,298 円)。

三 適用期限の延長等

(1) 周産期医療の連携を担う分娩施設に係る不動産取得税減免措置の適用期限延長。

(不動産取得税)

[重点項目 P. 7 の一部]

- 医療計画上の医療連携体制に基づいて周産期医療を提供する医療提供施設の開設者が取得する周産期医療のための施設の用に供する不動産に係る不動産取得税の課税標準の特例措置について、その適用期限を6年延長した上、廃止します。なお、平成22年4月1日から平成25年3月31日までの取得については当該不動産の価格の2分の1、平成25年4月1日か

ら平成27年3月31日までの取得については当該不動産の価格の3分の1、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの取得については当該不動産の価格の6分の1に相当する額を価格から控除します。

【税制改正大綱 66 頁 記載】

- ・ 周産期医療の連携体制を担う医療機関が周産期医療の用に供する不動産（分べん室、陣痛室、新生児室等）を取得した場合に、当該不動産の価格の2分の1を課税標準から控除する不動産取得税の特例措置について、適用期限を6年延長の上、廃止することとされた。

※控除される割合は段階的に縮減される（新サンセット方式（*））。

平成22年4月1日から平成25年3月31日までに取得：2分の1

平成25年4月1日から平成27年3月31日までに取得：3分の1

平成27年4月1日から平成28年3月31日までに取得：6分の1

【厚生労働省 平成 22 年度税制改正の概要 3 頁 記載】

（*）サンセット方式とは、廃止の日を規定した時限法にすること。

（参考）周産期医療の連携を担う分娩施設に係る不動産取得税減免措置の概要（現行）

・ 対象設備

医療法第30条の4第1項に規定する医療計画に定められた同条第2項第2号に掲げる医療連携体制に従って周産期医療を提供する同法第1条の2第2項に規定する医療提供施設（病院・診療所・助産所）の開設者が取得する周産期医療を提供するための施設であって、分娩室、陣痛室、新生児室、授乳室その他助産に必要な施設の用に供する不動産。

・ 軽減措置の内容

当該不動産の価格の2分の1に相当する額を価格から控除。

（2）・ 中小企業投資促進税制の適用期限延長。

- ・ 中小企業者等に対する少額減価償却資産の特例措置の適用期限延長。

（所得税・法人税）

[重点項目 P. 12]

- ・ 中小企業投資促進税制の適用期限を2年延長します（所得税についても同様とします。）。
- ・ 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の適用期限を2年延長します（所得税についても同様とします。）。

【税制改正大綱 48 頁 記載】

（参考1）中小企業投資促進税制の概要

1. 中小企業者（従業員1,000人以下の個人、資本・出資の金額が1億円以下の法人など）の設備投資を促進するための特別償却(30%)又は、税額控除(7%)
(7%税額控除は資本金3,000万以下の法人、個人及び組合。)

2. 対象設備

- (1) 全ての機械・装置
- (2) 電子計算機、電子ファイル設備、冷暖房用機器等の特定の器具・備品 9 種類
- (3) 普通貨物自動車(車両総重量 3.5 トン以上)、内航船舶 (取得価額の 75%が対象)

3. 取得価額

- (1) 機械装置は 1 台又は 1 基 160 万円以上
 - (2) 器具・備品は事務処理能率化等に資する一定の器具備品で 1 台又は 1 基が 120 万円以上
 - (3) 一定のソフトウェアで一つの取得価額が 70 万円以上
- (参考 2) 中小企業者等に対する少額減価償却資産の特例の概要

中小企業者等が、取得価額 10 万円以上 30 万円未満の減価償却資産について、一定の要件の下でその取得価額の合計額のうち 300 万円に達するまでの取得価額の合計額をその業務の用に供した年分の損金に算入できる。

(3) 地震防災対策用資産に係る特例のうち固定資産税に係る措置 の適用期限延長。

(固定資産税)

[重点項目 P. 15 の一部]

- ・ 地震防災対策の用に供する償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その適用期限を4年延長した上、廃止します。

【税制改正大綱 61 項 記載】

(参考) 地震防災対策用資産に係る特例措置 (現行)

- ・ 適用資産
大規模地震対策特別措置法に規定する地震防災対策強化地域その他の地震防災のための対策を緊急に推進する必要があると認められる区域内における地震防災に資する機械及び装置等
- ・ 取得から 3 年間課税標準の特例 3 分の 2

四 検討課題

(1) 市民公益税制プロジェクト・チームを設置し、寄附税制、公益活動を担う法人 (NPO 法人や公益法人など) に係る税制について検討。

(所得税・法人税・相続税等)

[重点項目 P. 3、P. 19]

- ・ 従来、公共は行政により専ら担われてきました。昨今、市民・事業者・行政が協働して課題を解決していく「新しい公共」の役割が重要性を増してきています。

少子高齢化が進む中、国民が安心して暮らすことのできる社会を実現するため、教育や子育て、街づくり、防犯や防災、医療や介護・福祉などの公益活動に市民が積極的に参加していけるよう、社会全体で支えていく必要があります。

市民が担う公益活動を資金面で支える上で寄附の役割は重要です。市民公益税制に係るプロジェクト・チーム（PT）を設置し、平成22年4月末を目途に成果を得よう改革に向けた検討を進めます。PTでは、寄附税制に加え、公益活動を担う法人（NPO法人や公益法人など）に係る税制についても検討を行います。

【税制改正大綱 24 頁 記載】

- ・ （中略）市民公益税制に係るプロジェクト・チームにおいて、寄附税制や公益活動を担う法人（NPO法人や公益法人など）に係る税制について、専門的・総合的観点から検討します。その際、次の項目についても、併せて検討します。

- ① 認定NPO法人の収益事業に属する資産のうちからその収益事業以外の事業のために支出（繰入れ）をした金額をその収益事業に係る寄附金の額とみなして寄附金の損金算入限度額の範囲内で損金算入を認める制度（いわゆる「みなし寄附金制度」）に係る損金算入限度額の引上げについては、他の公益法人における「みなし寄附金制度」とのバランス等も踏まえつつ検討します。
- ② 研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律に基づく研究開発法人に対する寄附金を指定寄附金とする制度の創設については、独立行政法人改革との関係を整理した上で、特定公益増進法人に対する寄附金から指定寄附金とする場合の効果等について検討します。
- ③ 寄附文化醸成に向けた寄附税制の拡充については、所得税の寄附金控除の適用下限額の引下げを含むこれまでに行った制度拡充の効果の検証を行うとともに、寄附金控除を年末調整の対象とするか否かについては、執行面の問題などを検討します。
- ④ 給付制奨学金事業を行う民間団体への寄附金に係る税額控除制度の創設については、特定の団体への寄附のみを税額控除化することの適否を検討します。

【税制改正大綱 85-86 頁 記載】

五 参考

- (1) ・「ふるい」による租税特別措置・地方税軽減措置の抜本の見直し。
・租特透明化法（仮称）の制定等。

(所得税・法人税・事業税等)

- ・ (1) 「ふるい」による租税特別措置の抜本的な見直し

税制の中には、「租税特別措置」と呼ばれるものがあります。租税特別措置には様々なものがありますが、その多くが特定の者の税負担を軽減することなどにより産業政策等の特定の政策目的の実現に向けて経済活動を誘導する手段となっています。他方、こうした租税特別措置は、「公平・透明・納得」の原則から見れば、税負担の公平の原則の例外であり、これが正当化されるためには、その適用の実態や効果が透明で分かりやすく、納税者が納得できるものでなくてはなりません。しかし、現状では、適用実態がはっきりしないものや、適用件数が非常に少ないもの、導入から相当期間が経過し役割を終えているもの、特定の業界や一部の企業のみが恩恵を受けていると思われるものが散見されます。

税制における既得権益を一掃し、納税者の視点に立って公平で分かりやすい仕組みとするためには、租税特別措置をゼロベースから見直し、整理合理化を進めることが必要です。この見直しのための「ふるい」として、「租税特別措置の見直しに関する基本方針」と「地方税における税負担軽減措置等の見直しに関する基本方針」を定めました。租税特別措置のうち、産業政策等の特定の政策目的により税負担の軽減等を行う「政策税制措置」は、現在、国税で241項目、地方税で286項目ありますが、これらの全てを「ふるい」にかけて、平成22年度税制改正から始まる今後4年間で抜本的に見直します。

見直しの初年度となる平成22年度税制改正では、平成21年度末までに適用期限が到来する措置を中心に、各府省から拡充や見直しの要望があった項目等を含め、国税で81項目、地方税で90項目の見直しを行いました。この結果として、国税で41項目、地方税で57項目を廃止又は縮減することとしました。

なお、今般適用期限を延長するものについても、下記の「租特透明化法（仮称）」の制定や地方税法の改正によりその適用実績を明らかにするとともに、政策評価を厳格に行うこととします。

- (2) 租特透明化法（仮称）の制定等

租税特別措置の抜本的な見直しを進めるに当たり問題となるのが、現行の租税特別措置の中に、その適用実績の把握や効果の検証が十分なされていないものが少なからずあることです。租税特別措置は、特定の者に税負担の軽減という経済的な利益を与えるという意味で補助金と同じ機能を果たすものであり、外国では「租税歳出」とも呼ばれています。こうした租税特別措置がどのように利用され、どのような効果を生じているかは、補助金と併せて、透明でなければなりません。

このため、租税特別措置の適用実態を明らかにし、その効果を検証できる仕組みとして、来年の通常国会において「租特透明化法（仮称）」の制定を目指します。租特透明化法（仮称）では、法人税関係の租税特別措置について提出を求める「適用額明細書」を集計するなどの方法により租税特別措置の適用実態調査を行い、その結果を国会へ報告することなどを定めます。なお、法施行後の状況を踏まえ、国会への報告のあり方等について必要な見直しを検討します。

また、地方税における税負担軽減措置等についても、その適用実態の透明化を図るとともに、適宜、適切な見直しを推進するため、地方税法において所要の措置を講じます。具体的には、地方税に関する統計資料等により地方税における税負担軽減措置等の適用実態を把握し、その結果を国会へ報告することなどを定めます。

【税制改正大綱 9-10 頁 記載】

・ [国税]

租税特別措置の適用実態を明確にし、その効果の検証に役立てる仕組みを構築するため、租税特別措置の適用の実態を把握するための調査やその結果の国会への報告等について定める「租特透明化法案（仮称）」を平成22年の通常国会に提出します。

[地方税]

地方税における税負担軽減措置等の適用の実態の透明化を図るとともに、適宜、適切な見直しを推進するため、統計資料等による地方税における税負担軽減措置等の適用実態の把握やその結果の国会への報告等について定める地方税法改正案を平成22年の通常国会に提出します。

【税制改正大綱 83 頁 記載】

(2) 地域主権の確立に向けた地方税財源のあり方の見直し。

(事業税・固定資産税等)

・ (1) 国と地方の税源配分のあり方の見直し

地域主権改革を推進し、国の役割を限定して、地方に大幅に事務事業の権限を移譲します。国と地方の役割分担を踏まえるとともに、地方が自由に使える財源を拡充するという観点から国・地方間の税財源の配分のあり方を見直します。

社会保障など地方行政を安定的に運営するための地方消費税の充実など、税源の偏在性が少なく、税収が安定的な地方税体系を構築します。

(2) 地方税に関する国の関与のあり方の見直し

地方自治体が事務事業のみならず税の面でも創意工夫を活かすことができるよう、課税自主権の拡大を図ります。

(3) 地方の意見を反映する仕組みの構築

国が地方に優越する上下関係から、対等の立場で対話していける新たなパートナーシップ関係に転換します。そのために、国と地方が対等に協議する場の法制化の議論との

関連を整理しつつ、地方税制に関する地方の声を十分反映できる仕組みを検討します。

【税制改正大綱 24-25 頁 記載】

**(3) 情報基盤強化税制の廃止（ただし、中小企業者に係る部分は
中小企業基盤強化税制の対象業種を拡大するかたちで再編）。**

(所得税・法人税)

[重点項目 P. 14]

- ・ 情報基盤強化税制について、適用期限の到来をもって廃止します（所得税についても同様とします。）。

【税制改正大綱 45 項 記載】

- ・ 中小企業等基盤強化税制を拡充し、資本金の額等が1億円以下の法人による仮想化ソフトウェア等を含む情報基盤強化設備等の取得に係る措置を追加します（所得税についても同様とします。）。

【税制改正大綱 48 項 記載】

- ・ 特定の中小企業者等が一定金額以上の事業基盤強化設備を取得した場合に、その取得価額の7%の税額控除又は30%の特別償却を認める特例措置（中小企業等基盤強化税制）を拡充し、医業等を行う中小企業者等が、レセプト電算処理やレセプトのオンライン請求の実施のためのソフトウェア等を取得した場合にも適用することとされた。

なお、従来、レセプト関係のソフトウェア等を取得した場合に特例を講じていた情報基盤強化税制については、適用期限の到来をもって廃止することとされた。

【厚生労働省 平成 22 年度税制改正の概要 3 頁 記載】

(参考) 情報基盤強化税制の概要（現行）

- ・ 高度な情報セキュリティシステム投資を促進するための特別償却（50%）又は税額控除（10%）
- ・ 対象設備
 - (1) サーバー用オペレーティングシステム※及びこれと同時に設置されるサーバー用電子計算機
 - (2) データベース管理ソフトウェア※及びこれと同時に設置されるアプリケーション
 - (3) 連携ソフトウェアで一定のもの。
 - (4) ファイアウォールソフトウェア※（(1) 又は (2) と同時に設置されるものに限る）

※ ISO/IEC 15408 に基づいて評価・認証されたもの

- ・ 取得価額

年間の対象設備の取得価額の合計額が1億円以上（資本金1億円以下の法人、個人等の場

合は 70 万円以上。資本金 1 億円超 10 億円以下の法人の場合は 3,000 万円以上。ただし資本金 10 億円超の法人の取得する対象設備等の取得価額の合計額のうち本税制の対象となる金額は、200 億円を限度とする。）

(4) 病院等建物に係る耐震改修促進税制の廃止。

(所得税・法人税)

[重点項目 P. 15 下段の一部]

- ・ 地震防災対策用資産の特別償却制度における耐震改修工事に係る措置について、適用期限の到来をもって廃止します（所得税についても同様とします。）。

【税制改正大綱 46 頁 記載】

(参考) 耐震改修促進税制（現行）

- ・ 適用資産
建築物の耐震改修の促進に関する法律に規定する特定建築物（耐震診断が必要とされるものに限る。）を有する場合の、当該特定建築物の部分について同法の計画の認定を受けた計画に基づき行う耐震改修工事に伴い取得等をする建物部分
- ・ 特別償却限度額
特別償却限度額＝取得価額×10%

以上

平成 2 2 年度税制改正の概要

平成 2 1 年 1 2 月



厚生労働省

目 次

マニフェスト関係の主要事項等

- 1 子ども手当の創設 1
- 2 ひとり親家庭への支援策の充実 1
- 3 求職者支援など雇用のセーフティネットの拡大 1
- 4 健康増進の観点からのたばこ税の引上げ 2

その他の要望事項

- 1 地域医療の再生に向けて 3
- 2 安心・活力の実現に向けた雇用対策の推進 5
- 3 健康で暮らせる社会の実現に向けて 5
- 4 高齢者等が生き生きと安心して暮らせる社会の実現 6
- 5 障害者の自立支援の推進 7
- 6 安心して働ける社会の実現 7
- 7 各種施策の推進 8

マニフェスト関係の主要事項等

1 子ども手当の創設

- ① 子ども手当に係る非課税及び差押禁止措置の創設〔所得税、個人住民税等〕
子ども手当について、税制上の措置が必要となる場合には、非課税措置及び差押禁止措置を講ずることとされた。

2 ひとり親家庭への支援策の充実

- ① 児童扶養手当に係る非課税及び差押禁止措置の拡充〔所得税、個人住民税等〕
父子家庭の父等に対し児童扶養手当を支給及び児童扶養手当の受給開始後5年を経過した者等への一部支給停止措置の廃止が検討されており、実現した場合、税制上の措置が必要となる場合には、非課税措置及び差押禁止措置を講ずることとされた。
- ② 生活保護制度において復活する母子加算の非課税及び差押禁止措置の拡充〔所得税、個人住民税等〕
今般復活することとしている生活保護の母子加算について、非課税措置及び差押禁止措置を講ずることとされた。

3 求職者支援など雇用のセーフティネットの拡大

- ① 「求職者支援制度」に係る非課税及び差押禁止措置の創設〔所得税、個人住民税等〕
民主党マニフェスト等に記載されている、職業訓練期間中に月額10万円の手当を支給する「求職者支援制度」について、税制上の措置が必要となる場合には、非課税措置及び差押禁止措置を講ずることとされた。
- ② 雇用保険法の改正に伴う税制上の所要の措置〔所得税、個人住民税等〕
失業等給付については全て非課税とされているが、現在、雇用保険制度のあり方について労働政策審議会職業安定分科会雇用保険部会において検討を行っており、この検討結果を踏まえて、税制上の措置が必要となる場合には、非課税措置及び差押禁止措置を講ずることとされた。

4 健康増進の観点からのたばこ税の引上げ

① たばこ対策としてのたばこ税の税率の引上げ〔たばこ税、地方たばこ税〕

国民の健康の観点から、たばこの消費を抑制するため、平成22年度において、1本あたり3.5円の税率引上げ（価格上昇は5円程度）を行うこととされた。なお、税率引上げにあたっては、国と地方の配分比率を1：1とすることとされた（実施時期は平成22年10月1日）。

また、税制改正大綱において、以下のとおり記載された。

たばこ税については、国民の健康の観点から、たばこの消費を抑制するため、将来に向かって、税率を引き上げていく必要がある。その判断にあたっては、たばこの消費や税金、葉たばこ農家、小売店、製造者等に及ぼす影響等を見極めつつ行っていくこととする。その過程で、たばこ法制について、現行のたばこ事業法を改廃し、たばこ事業のあり方について、上記のたばこ関係者の生活や事業の将来像を見据えて、新たな枠組みの構築を目指すこととする。

・番号の前に※印を付してある項目は他省庁との共同要望の項目である。

その他の要望事項

1 地域医療の再生に向けて

① 周産期医療の連携体制を担う医療機関が取得する施設に係る特例措置の延長〔不動産取得税〕

周産期医療の連携体制を担う医療機関が周産期医療の用に供する不動産（分べん室、陣痛室、新生児室等）を取得した場合に、当該不動産の価格の2分の1を課税標準から控除する不動産取得税の特例措置について、適用期限を6年延長の上、廃止することとされた。

※控除される割合は段階的に縮減される（新サンセット方式）。

平成22年4月1日から平成25年3月31日までに取得：2分の1

平成25年4月1日から平成27年3月31日までに取得：3分の1

平成27年4月1日から平成28年3月31日までに取得：6分の1

※② 中小企業等基盤強化税制の拡充〔所得税、法人税、法人住民税〕

特定の中小企業者等が一定金額以上の事業基盤強化設備を取得した場合に、その取得価額の7%の税額控除又は30%の特別償却を認める特例措置（中小企業等基盤強化税制）を拡充し、医業等を行う中小企業者等が、レセプト電算処理やレセプトのオンライン請求の実施のためのソフトウェア等を取得した場合にも適用することとされた。

なお、従来、レセプト関係のソフトウェア等を取得した場合に特例を講じていた情報基盤強化税制については、適用期限の到来をもって廃止することとされた。

※③ 中小企業投資促進税制の適用期限の延長〔所得税、法人税、法人住民税〕

医業、医薬品・医療機器産業、生活衛生関係営業等を行う中小企業者等が、一定規模以上の機械装置、普通貨物自動車等を取得した場合に、その取得価額の7%の税額控除又は30%の特別償却を認める特例措置（中小企業投資促進税制）について、適用期限を2年間延長することとされた。

※④ 病院等が取得した地震防災対策用資産に係る特例措置の延長〔固定資産税〕

病院等が取得した地震防災対策用資産について、当該資産に係る固定資産税の課税標準を3年間に限り3分の2に軽減する特例措置について、適用期限を4年間延長の上、廃止することとされた。

⑤ 独立行政法人地域医療機能推進機構の設立に伴う社会保険病院等に必要な非課税措置の創設等〔所得税、法人税、登録免許税、印紙税、法人住民税、事業税、不動産取得税、固定資産税等〕

現在国会において継続審議中の法律案に基づき、社会保険病院等の新たな受皿として設立（平成23年4月1日）が予定されている独立行政法人地域医療機能推進機構について、必要な非課税措置等を講ずることとされた。

⑥ 社会保険診療報酬に係る非課税措置の存続〔事業税〕

社会保険診療報酬に係る事業税の非課税措置については、来年1年間真摯に議論し、結論を得ることとされた。

⑦ 医療法人の社会保険診療報酬以外部分に係る軽減措置の存続〔事業税〕

医療法人の社会保険診療報酬以外部分に係る事業税の軽減措置については、来年1年間真摯に議論し、結論を得ることとされた。

※⑧ 特定外国子会社等に係る所得の課税の特例（タックスハイブン税制）〔法人税、法人住民税、事業税〕

タックスハイブン税制について、資産性所得に係る租税回避行為防止措置を講じた上で、適用除外基準の見直しやトリガー税率の引下げ等の措置を講ずることとされた。

※⑨ 国外関連者との取引に係る課税の特例（移転価格税制）〔法人税、法人住民税、事業税〕

移転価格税制について、価格算定に当たり考慮すべき事項等を運用上明確化することとされた。

2 安心・活力の実現に向けた雇用対策の推進

① 障害者雇用促進法の改正に伴う障害者を雇用する事業所等に係る税制上の特例措置の拡充〔所得税、法人税、法人住民税、事業税、不動産取得税、固定資産税、事業所税〕

障害者雇用促進法の改正により、短時間労働者（週所定労働時間20時間以上30時間未満）に障害者雇用率制度の適用が拡大されることに伴い、税制上の特例においても、適用要件（雇用障害者数の割合）の算定に当たり短時間労働者を加えることとされた。

※対象となる税制措置

- ・ 障害者を多数雇用する場合の機械等の割増償却
- ・ 障害者の「働く場」に対する発注促進税制 など

3 健康で暮らせる社会の実現に向けて

※① 試験研究費の額が増加した場合等の法人税額の特別控除の延長〔所得税、法人税〕

医薬品・医療機器企業等の試験研究を活性化するため、試験研究費の一定割合を税額控除する制度について、適用期限を2年間延長することとされた。

※② 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の延長〔所得税、法人税、法人住民税、事業税〕

中小企業者等が、事業の用に供する償却資産で、取得価額が10万円以上30万円未満であるもの（少額減価償却資産）を取得した場合に、その取得価額を損金の額に算入する特例措置について、適用期限を2年間延長することとされた。

③ 新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法に伴う非課税及び差押禁止措置の創設〔所得税、消費税、個人住民税等〕

新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法の創設に伴い、以下の税制上の措置を講ずることとされた。

- （i） 本法の規定に基づく健康被害の救済給付として支給される金銭への非課税措置
- （ii） 本法の規定に基づく健康被害の救済給付のうち、医療費の支給に係る医療に対する消費税の非課税措置
- （iii） 本法の健康被害救済給付のうち、障害年金を受けている者又は遺族年金を受けている遺族（妻に限る）の少額預金の利子所得等の非課税措置
- （iv） 本法の規定に基づく健康被害の救済給付を受ける権利の差押禁止措置

4 高齢者等が生き生きと安心して暮らせる社会の実現

※① 確定拠出年金制度の見直しに伴う税制上の措置の創設等〔所得税、法人税、個人住民税、法人住民税、事業税〕

国民の高齢期における所得の確保に係る自主的な努力を支援するため、確定拠出年金制度の見直しに伴い、以下の措置を講ずることとされた。

(i) 企業型確定拠出年金における個人拠出（マッチング拠出）について、現行の拠出限度額（他の企業年金なし：4.6万円、他の企業年金あり：2.3万円）の枠内、かつ、事業主の掛金を超えない範囲で認め、これを所得控除（小規模企業共済等掛金控除）の対象とするもの。

※ 現行の拠出限度額は平成22年1月から引き上げられる（他の企業年金なし：5.1万円、他の企業年金あり：2.55万円）。

(ii) 確定拠出年金制度は、原則として途中で資産を引き出すことを認めていないが、企業を退職した者で、資産額が少なく、かつ、掛金を継続して拠出する意思のない者について、途中で資産を引き出すことを可能にしようとするもの。

(iii) 現在、確定拠出年金制度については、60歳までしか加入が認められていないが、高齢者の雇用確保に資するため、60歳以降も引き続き雇用される者について、60歳から65歳までの間の一定年齢まで引き続き加入することを可能にしようとするもの。

※② 高齢者向け優良賃貸住宅建設促進税制の延長〔固定資産税〕

高齢者向け優良賃貸住宅に固定資産税を課す場合に、最初の5年度分に限り、当該住宅に係る固定資産税額の3分の2を減額する特例措置（高齢者向け優良賃貸住宅建築促進税制）について、適用期限を1年間延長することとされた。

※③ 住宅に係るバリアフリー改修促進税制の延長〔固定資産税〕

高齢者等が居住する家屋に一定のバリアフリー改修工事を行った場合に、翌年度分に限り、当該家屋に係る固定資産税額の3分の1を減額する特例措置（バリアフリー改修促進税制）について、今後1年間で優良な住宅ストック重視の観点から見直しを検討していくことを条件に、適用期限を3年間延長することとされた。

5 障害者の自立支援の推進

① 肝機能障害を身体障害に含めることに伴う税制優遇措置の拡充〔所得税、法人税、不動産取得税、固定資産税等〕

身体障害者手帳の交付の対象となる身体障害に「肝臓の機能の障害」を追加することに伴い、税制措置の対象も拡充することとされた。

※対象となる税制措置

- ・ 障害者控除
- ・ 障害者を多数雇用する場合の機械等の割増償却
- ・ 障害者の「働く場」に対する発注促進税制 など

② 相続税における障害者控除の見直し〔相続税〕

相続税における障害者控除について、控除額を「6万円（特別障害者：12万円）×85歳（現行：70歳）に達するまでの年数」とすることとされた。

③ パラリンピックメダリストに対する金品の非課税措置〔所得税、個人住民税〕

パラリンピックメダリストに交付される金品の非課税措置について、租税特別措置法による措置から、所得税法に規定する非課税所得とされた。

6 安心して働ける社会の実現

※① 新築住宅に対する固定資産税の減額措置に係る適用期限の延長〔固定資産税〕

新築住宅に固定資産税を課す場合に、最初の3年度分(中高層耐火建築物である場合は5年度分)に限り、当該住宅に係る固定資産税額の2分の1を減額する特例措置について、今後1年間で優良ストック重視への見直しを検討していくことを条件に、適用期限を2年間延長することとされた。

② 同居の親族のみを雇用する事業における中小企業退職金共済制度への加入〔所得税、法人税、相続税、個人住民税、法人住民税、事業税〕

同居の親族のみを使用する事業に使用される者であっても、使用従属関係が認められる者については、中小企業退職金共済法上の「従業員」として取り扱うこととすることに伴い、これらの者についても、現在同法上の「従業員」として取り扱われている者と同様の税制措置を講ずることとされた。

※対象となる税制措置

- ・ 掛金の必要経費算入
- ・ 一時金で受け取る退職金の退職所得控除の適用 など

7 各種施策の推進

※① 公害防止用設備に係る課税標準の特例措置の延長〔固定資産税〕

公害防止対策の適正かつ円滑な推進を図るため、活性炭吸着式処理装置等に係る固定資産税の課税標準を3分の1に軽減する特例措置について、適用期限を2年間延長することとされた。

※② 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法に基づく登録免許税の特例措置の延長〔登録免許税〕

産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法に基づく登録免許税の特例措置について、株式会社の設立等の登記にあつては、軽減税率が適用される資本金の額の上限を3,000億円までとした上で、適用期限を2年間延長することとされた。

③ 国民健康保険制度見直しに伴う所要の措置〔国民健康保険税〕

低・中所得者の国民健康保険税の負担軽減を図るため、賦課上限額の引上げ及び減額基準割合の緩和を行うとともに、非自発的失業者の税負担の軽減を講ずることとされた。

※④ 試験研究等を目的とする独立行政法人への寄附金に係る指定寄附金制度の創設〔所得税、法人税、法人住民税、事業税〕

試験研究等を目的とする独立行政法人への寄附金を、全額損金算入できる指定寄附金に指定する制度の創設については、税制調査会に設置される市民公益税制プロジェクト・チームにおいて、独立行政法人改革との関係を整理した上で、特定公益増進法人に対する寄附金から指定寄附金とする場合の効果等について検討することとされた。

問い合わせ先：(代) 03-5253-1111
社会保障担当参事官室 政策第二係
山田章平、中村彩子 (内線 7693)
労働政策担当参事官室 企画第二係
長良健二、桐石邦生 (内線 7992)